

第10章

個人向け支援

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月20日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。この閣議決定においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、国民に一律1人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」が開始された。

さらに、令和3年11月19日には「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、住民税非課税世帯等に対する臨時的な措置として、「子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」を支給した。

その他にも、個人向けの支援として、介護保険料・国民健康保険料の減免や、傷病手当金の支給、市営住宅の提供、水道料金等の支払期限の猶予措置等、多岐にわたる対策を講じてきた。

また、緊急事態宣言等が発出されたことで、時短営業や休業を余儀なくされ、雇用情勢についても、急激に厳しくなった。

本市では、再就職支援として、相談窓口の設置や、資格取得支援のほか、市の実施事業などで臨時に雇用する「緊急短期雇用創出事業」に取り組んだ。

1 市民等への支援

(1) 特別定額給付金

- 令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、同年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。その閣議決定において、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に1人あたり10万円が支給されることが示された。

概要

- ア 支給対象：基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記録されている者
- イ 支給額：1人につき10万円
- ウ 申請方法：その者の属する世帯の世帯主によるオンライン申請又は郵送申請
- エ 支給方法：申請者の本人名義の銀行口座への振込み

【特別定額給付金に係る主な取組の経過】

時期	内容
令和2年4月17日	「生活支援臨時給付金室」の設置 (同月23日に「特別定額給付金室」に名称変更)
令和2年4月30日	臨時議会において補正予算成立
令和2年5月1日	仮設コールセンター設置
	オンライン申請受付開始(マイナンバーカード所持者)
令和2年5月7日	オンライン申請者に対する支給開始(単身世帯から順次支給)
令和2年5月20日	申請書発送開始
	コールセンター設置
令和2年5月24日	特別定額給付金システムの構築完了
令和2年5月25日	事務処理センターの設置
令和2年5月25日 ～6月19日	各区役所に相談窓口設置
令和2年5月29日	郵送申請者に対する支給開始
令和2年7月14日	窓口給付対応開始(申請書発送等について)
令和2年8月31日	申請期限
令和2年10月31日	給付期限
令和2年12月1日	特別定額給付金室の廃止

【給付実績】

対象世帯(対象者) (R2.4.27時点)	給付件数 (給付人数)	給付割合	給付総額
483,336件 (948,186人)	481,530件 (945,908人)	99.6% (99.8%)	94,590,800千円

(対応を振り返って)

- 国からの給付金支給決定の通知から特別定額給付金の給付まで、かなりのスピード感を求められ、当初は混乱もあったが、コールセンターや事務センターの設置や郵送受付の開始等により徐々に改善していった。
- 給付金の支給に伴い、特殊詐欺が懸念されたため、市政だより等により啓発を行った。

(2) 臨時特別給付金

- 令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として「令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」を実施し、1世帯当たり10万円を給付した。
- 令和4年度には、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用した給付を行った。

概要**ア 対象となる世帯****(ア) 住民税非課税世帯(令和3・4年度)**

下記の要件のすべてにあてはまる世帯が支給対象

- ・ 基準日時点で北九州市に住民票がある世帯である
- ・ 世帯の全員が当年度分の住民税が非課税である
- ・ 世帯の中に当年度住民税課税者に扶養されていない者がいる
- ・ 既に北九州市及び他市町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではない

(イ) 家計急変世帯(令和4年度)

下記の要件のすべてにあてはまる世帯が支給対象

(上記アの住民税非課税世帯に該当する世帯は除く)

- ・ 申請日時点で北九州市に住民票がある世帯である
- ・ 新型コロナウイルスの影響を受けて、令和4年1月以降家計が急変(収入が減少)し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ・ 世帯の中に令和4年度住民税課税者に扶養されていない者がいる
- ・ 既に北九州市及び他市町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではない

イ 支給額 一世帯あたり10万円

【臨時特別給付金に係る主な取組の経過】

時 期	内 容
令和4年1月上旬 ～ 2月中旬	支給要綱等の作成
	コールセンターの開設
令和4年2月上旬	制度に関するホームページの開設
	事務センターの開設
令和4年2月7日	給付対象世帯へ確認書の送付開始
令和4年2月10日	支給開始
令和4年2月14日	申請書の受付開始
令和4年6月14日	未申請の給付対象世帯へ令和4年度確認書の送付開始 (プッシュ型給付)

(対応を振り返って)

- 事業に実施にあたっては、保健福祉局総務課内に速やかに担当ラインを立ち上げ、支給基準や交付要綱などの作成にあたった。また、いち早く補正予算を組んだことで、周辺自治体と比較しても早期である令和4年2月上旬には対象世帯に対して支給を開始することができた。
- 事務センター及びコールセンターの運営を外部委託にしたことで、申請書の送付や、申請内容の確認作業、支給決定通知書の送付等について迅速に対応することができた。

(3) その他貸付・給付金等

- 新型コロナウイルスにより、生活が困窮した方への給付金・支援金等について下記のとおり支援の強化を行った。

【取組内容】

ア 住居確保給付金(受付期間：令和2年4月～令和5年3月)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、従来より離職・廃業により経済的に困窮し、住居を喪失している方(又は喪失するおそれのある方)を対象に、家主へ家賃を支給しており、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年4月から対象者等を拡大することとなった。

支援内容

概要	家主に対し、家賃実費支給(上限額あり)
対象	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

上限額	・単身世帯：29,000円 ・2人世帯：35,000円 ・3人から5人世帯：38,000円
支給期間	原則3カ月（最長9カ月）
申請窓口	各区保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー
実績	（令和2年度） 相談件数：4,881件 支給件数（延べ）：2,185件 支給額（延べ）：約173,837千円 （令和3年度） 相談件数：2,458件 支給件数（延べ）：1,430件 支給額（延べ）：約124,548千円 （令和4年度） 相談件数：920件 支給件数（延べ）：590件 支給額（延べ）：約50,069千円

イ 緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

（受付期間：令和2年3月～令和4年9月）

- 社会福祉協議会では、従来より低所得者世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」に基づく貸付を実施している。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付の受付を令和2年3月から開始した。

実施主体

福岡県社会福祉協議会（申請窓口は北九州市社会福祉協議会）

支援内容

（ア） 緊急小口資金

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	20万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

支給件数 (特例措置分)

年度	件数
令和2年度	12,857件
令和3年度	4,562件
令和4年度	1,142件

(イ) 総合支援資金(特例貸付)

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	《2人以上》月20万円以内 《単身》月15万円以内 《貸付期間》原則3月以内	《2人以上》月20万円以内 《単身》月15万円以内 《貸付期間》原則3月以内
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

支給件数 (特例措置分)

年度	件数
令和2年度	16,057件
令和3年度	10,345件
令和4年度	1,056件

ウ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
(受付期間: 令和3年7月～令和4年12月)

- 新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、「総合支援資金の再貸付を終了した」等、の事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯が存在し、こうした世帯が必ずしも新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態があった。このため、こうした世帯を対象に、自立支援につなげるため、令和3年7月から支給を開始した。

支援内容

概要	社会福祉協議会が実施している貸付制度の総合支援資金について、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、さらなる貸付を利用できない生活困窮者世帯を対象として、自立支援に繋げるため支給するもの。
----	--

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金の再貸付を終了した世帯 ・再貸付について不承認とされた世帯であって、収入要件等の要件を満たす
支給額 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯：6万円 ・2人世帯：8万円 ・3人以上世帯：10万円
支給期間	原則3カ月
申請窓口	北九州市生活困窮者自立支援金事務センター (北九州市社会福祉協議会へ業務委託)
実績	(令和3年度) 支給件数：2,592件 支給額(延べ)：434,520千円 (令和4年度) 支給件数：1,841件 支給額(延べ)：482,040千円

(対応を振り返って)

- 生活困窮者自立支援事業の委託先であり、また総合支援資金の実施主体である社会福祉協議会と連携を密に行い、生活困窮者への給付金支給や貸付へ迅速に繋ぐことができた。
- 今後は、新型コロナウイルスの影響で拡大された貸付や給付金が終わった際の対象者への支援が課題であり、各相談窓口、機関等との連携強化をより一層図って行く。

2 介護保険料等の特例措置

(1) 介護保険

ア 介護保険料の減免

- 令和2年4月9日に、国より、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に関する通知が示された。
- 本市においても新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった方々等への救済措置として、第1号保険料の減免の特例について、規則改正を行い、介護保険料の減免を実施した。
- 減免保険料に対する国の財政支援は当初、賦課総額に対する減免総額の割合に応じて、3段階的に設定されていたが、令和4年12月より全額国費により措置された。令和5年度以降については、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針が示されたため、令和4年度で保険料減免に対する国の財政支援は終了した。

概要

新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入等が一定以上減少し、介護保険料の納付が困難な場合、申請により介護保険料を減免

減免の対象となる保険料

- ・ 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている保険料
- ・ 令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来するもの

申請窓口

各区役所保健福祉課

イ 要介護認定における有効期間の延長

- 令和2年2月18日及び4月7日に国より、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が示された。この通知において、『新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとする』とされた。
- 本市においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、更新申請者について、面会できない場合には要介護認定調査を実施せず、有効期間を延長する措置を行った。

(対応を振り返って)

- 新型コロナウイルスの影響により事業収入や給与収入が減少した方等から、「保険料の納付が困難になった」などの相談を受けた場合、減免制度の対象となる方に対しては積極的に申請の勧奨を行った。結果として、被保険者の保険料負担を軽減することができ、滞納の未然防止につながった。
- コロナ禍で面会できない施設や医療機関が多い中、有効期間の延長措置を行うことで、介護サービス利用を途切れさせることなく、また、調査時の密になる状況を回避することに繋がった。

(2) 国民健康保険

- 感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者の支援について、国からの要請に基づき、あらたに傷病手当金の支給や国民健康保険料(以下「保険料」という。)の減免の制度を設けた。
- 傷病手当金の新設にあたっては、令和2年4月臨時会に北九州市国民健康保険条例改正案及び補正予算案(10,000千円)を議案提出し、可決された。

【取組内容】

ア 傷病手当金の支給

概要

給与等の支払いを受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルスに感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより仕事を休み、給与等の全部もしくは一部の支払いが受けられない場合に支給

対象者

給与の支払いを受けている被保険者(アルバイト、パートタイム、青色専従者等)のうち、新型コロナウイルス感染症又はその疑いによる療養のため労務に服することができない者

支給対象期間(支給対象となる日数)

労務に服する予定だったが労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(労務に服することを予定していなかった日を除く)

※当該支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

支給額

1日あたりの支給額＝[(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷労務に服した日数)×(2/3)]×支給対象となる日数 ※上限あり

適用期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和2年1月1日から令和5年5月10日までの間に属する場合に支給

※ 国からの財政支援は、延長を繰り返し、最終的に適用期間を、令和5年5月7日まで延長した。
令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、同日以降に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については財政支援の対象外となることが通知された。

イ 保険料の減免

概要

新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の保険料の減免

対象世帯

- ・ 新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
→ 保険料を全額免除
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
→ 保険料の一部を減額

減免対象となる保険料

前年度分及び当年度分の保険料であって、当年度中に納期限が設定されているもの

※ 令和2年度から実施したが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、令和4年度相当分の保険料までで国の財政支援を終了することとされた。なお、令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期が到来する国民健康保険料は、減免の対象。

保険料の減免額

前年度中の主たる生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合

減免対象保険料額(A×B／C)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額	減免割合
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

(対応を振り返って)

- より多くの市民へ制度内容を周知するため、市ホームページや市政だよりへの情報掲載、窓口でのチラシ配布、全国健康保険加入世帯への手引きやチラシ送付等を行った。
- 窓口での手続きを円滑に進めるため、条例の改正にあわせて、「支給事務マニュアル」を作成し、各区国保年金課に配布した。

3 高齢者・障害者支援

(1) 介護予防

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、高齢者が感染症への不安から、必要な医療機関の受診や健康診査、介護保険サービスの利用を控えたりと、外出の機会が減り、閉じこもりの傾向になった。
- 外出自粛で、活動の機会が減少したことにより、高齢者の体力や認知機能の低下等の健康二次被害が起こることが分かったため、市政だよりやホームページ、SNS等にてコロナ禍における介護予防に関する情報発信をしたり、地域包括支援センターによる相談対応等を行った。

【主な取組】

ア 介護予防に関する情報発信

概要

高齢者が自宅等でフレイル予防に取り組めるよう広報誌やホームページ、SNS等にて介護予防に関する情報を継続して発信した。

取組例

- ・ 市政だより等にて、自宅でできる簡単な運動の方法を掲載
- ・ リーフレット「生活不活発に気をつけて」、「続けよう! フレイル予防」の作成・配布
- ・ ホームページにて「低栄養や感染予防」に関する情報を発信
- ・ Facebookにて「介護予防・認知症支援」の情報を発信
- ・ オンライン介護予防教室の試行的実施等

イ 総合相談

- ・ 生活習慣病の継続受診、特定健診及び後期高齢者健康診査の受診勧奨、フレイル予防や認知症予防の啓発を行うなど、コロナ禍においても予防活動の必要性について助言を行った。
- ・ コロナ禍の影響により、家庭訪問や来所による相談が減少したが、電話による相談が大幅に増加した。

ウ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- ・ 地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの中で、本人の受診や服薬状況を確認し、必要な受診勧奨や受診の継続を助言した。
- ・ 個別のアセスメントの結果、介護予防サービスが必要と判断された高齢者に対して、介護予防サービス事業所での感染症対策の説明や見学による感染の不安の払拭を行い、サービス利用に繋げた。

(対応を振り返って)

緊急事態宣言下において（特にワクチン接種が進んでいない時期）は、家庭訪問や地域ケア会議の開催は必要最小限とし、電話等でのモニタリングを行う等、臨時的な対応を行い、感染拡大防止に努め、緊急事態宣言解除後は、速やかに家庭訪問を行い利用者の状況把握を実施した。

(2) 各種認定等への影響とその対応

- 外出による接触機会を低減するため、各種手帳の再認定手続きや各種手当等の手続きに必要な診断書の取得のみを目的とした医療機関への受診回避を図った。

【取組内容】

ア 身体障害者手帳・療育手帳(令和2年3月～令和3年2月)

再認定実施時期を1年間延長した。

イ 特別児童扶養手当等(令和2年3月～令和3年2月)

有期認定に係る診断書の提出期限を1年間延長した。

(対応を振り返って)

認定時期の延長によって、令和2年度の各種申請は新規及び変更に係る申請のみとなり、件数が大幅に減少した。申請件数が減少したことで、医療機関への受診が控えられ、外出による接触機会の低減に寄与した。

4 雇用

(1) 再就職支援

- 平成31年3月の本市有効求人倍率は、1.34倍であったが、新型コロナウイルスの影響により、求人が大幅に減少した結果、令和2年8月には0.97倍まで低下した。また、全国の失業率も、2.5% (平成31年3月) から3.1% (令和2年10月) まで悪化するなど、雇用情勢が急激に厳しくなったため、本市における支援体制を拡充した。

【取組内容】

ア 相談窓口の設置

令和2年5月7日から、市内3か所(小倉・黒崎・戸畑)の就業支援施設に、新型コロナウイルスに関連した解雇・雇止め等の相談窓口を設置した。また、オンライン相談ができる環境を整備し、セミナーのオンデマンド配信を開始するなど、迅速に対応した。

イ 再就職支援体制の拡充

さらなる雇用情勢の悪化に備え、令和2年7月からは、再就職支援の体制を拡充した。

- ・ 就業支援施設のカウンセラー 3名を増員(8名→11名《非常勤含む》)
- ・ 求人開拓や採用提案を行うマッチング支援員3名を新規配置(0名→3名)

ウ 人手不足企業への労働移動促進

令和3年4月からは、コロナ禍においても、人手不足の状況が続いている、製造・建設・介護などへの労働移動を促進し、早期の再就職を支援するため、無料の短期資格取得支援を拡充した。さらに、IT人材のニーズが高まっていることを踏まえ、令和3年9月から、北九州市立大学と連携し、約6か月で市内企業のニーズに応じたITスキルを習得できる、リカレント教育やインターンシップを実施するなど、出口一体型の取組も開始した。

実績

	令和2年度	令和3年度
事業名	新卒及び雇止め・解雇を受けた失業者などの再就職支援事業	コロナ禍における早期再就職・正規就職支援事業
延利用者数	18,973名	21,333名
延カウンセリング件数	12,310件	13,803件
資格取得支援数	21名	81名
求人開拓数	719件	885件
就職決定者数	1,849名	2,069名



*** 30種類の資格取得支援一覧***

講習内容	研修期間
介護職員研修等研修	14~30日課
技能講習	
ガス溶接	2日課
フォークリフト運転	4日課
玉掛け	3日課
小型移動式クレーン運転	3日課
高所作業車運転	3日課
作業主任者技能講習	
圧縮の組立て等	2日課
型枠支保工の組立て等	2日課
有機溶剤	2日課
特定化学物質及び西アルキル鉛等	2日課
職業安全衛生	2日課
職業安全・衛生水質検査	3日課
特別講習	
アーク溶接	3日課
クレーン運転実習	2日課
防災避難用としての取付工事等	1日課
新じん作業	1日課
高所作業車運転実習	2日課
自衛隊技能講習	2日課
圧縮の組立て等の作業に係る講習	1日課
チェーンソーによる伐木等の講習	3日課
避難停止用器具のうちハース型のものを置いて行う作業に係る講習	1日課
防火避難安全対策作業	1日課
安全衛生教育	
安全衛生管理基礎講習	2日課
衛生管理基礎講習	1日課
聴覚・安全衛生責任者教育	2日課
チェーンソー以外の感震工具取扱作業	1日課
障害者福祉のこ働き隊作業	1日課
河川修繕作業	1日課
種別作業従事者に対する労働衛生教育	1日課
安全体験講習	1日課

※再就職支援も必須とする方が対象の講習です。詳しくは講習の案内書をご覧ください。

早期の再就職を支援するため、無料の短期資格取得支援を実施

(対応を振り返って)

- オンライン相談ができる環境をいち早く整備したことで、カウンセリングの約10%がオンラインによるもの(令和3年度)となり、コロナ禍における相談体制を構築することができた。
- 無料の短期資格取得支援を拡充したことで、利用者が増加し、早期再就職のニーズに対応した支援ができた。

(2) 緊急短期雇用創出事業

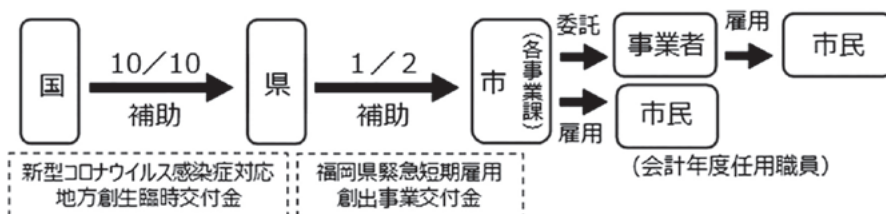
- 緊急事態宣言が発出されたことで、飲食業・宿泊業を中心に、時短営業や休業を余儀なくされ、パートやアルバイトなどの働く場を失う方が急増したため、市全体で緊急短期雇用の創出に取り組んだ。

【取組内容】

概要

緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、アルバイトやパートなどの働く場を失った方の受け皿として、令和2年5月から2期にわたり、市の実施事業などで臨時の雇用を創出した。

事業のスキーム



実績

事業期間	令和2年5月1日～ 令和4年3月31日	うち第I期	うち第II期
		令和2年5月1日～ 令和3年3月31日	令和3年2月15日～ 令和4年3月31日
雇用予定数	11,748人	3,933人	7,815人
雇用実績	10,516人	3,283人	7,233人
予算額	約33億円	約10億円	約22.6億円
雇用事業数	31事業 (委託30+会計年度)	委託24+ 会計年度	委託6+ 会計年度

業務の実施例

- ・ 市内商業施設におけるソーシャルディスタンスの啓発
- ・ 市立学校における行事などの補助
- ・ 緊急経済対策の助成金事務の補助 等

(対応を振り返って)

市全体で緊急短期雇用の創出に取り組んだため、市民との対応や施設の消毒、データの入力作業など、多様な仕事を提供するとともに、学生なども働きやすいよう、土日の求人を出するなど、きめ細やかに対応した結果、雇用予定数の約90%におよぶ方に仕事を提供することができた。

5 市営住宅・公共料金

(1) 市営住宅

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に対する支援策の一つとして、解雇などにより社宅等の住居を失った方へ一時入居に関する相談を受け付けた。
- 公営住宅入居者の家賃滞納への対応については、新型コロナウイルスの感染拡大以前から、家賃の減免や徴収猶予といった負担軽減措置を講じるよう国から通知がなされていたが、コロナ禍においても同様の措置を講じるよう国より改めて示された。

市営住宅家賃の減免・徴収猶予 概要

対象者	市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルスの影響等により、収入が著しく減少した方
減免額	家賃の「4分の1」から「4分の3」まで(収入状況に応じて決定)
徴収猶予期間	入居者の状況に応じて決定
実施体制	電話及び窓口にて相談を受付
受付窓口	・各区市営住宅相談コーナー、建築都市局住宅管理課 ・北九州市住宅供給公社

(対応を振り返って)

短期間で状況の改善が見込まれる場合や、減免対象外の世帯については、個別に徴収猶予や分納相談に応じるなど、臨機応変な対応を行った。

(2) 水道料金等の支払い猶予

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止対策や、その影響を受け収入や売上が減少したことにより、生活に困窮している方への支援策が必要となった。
- 感染防止対策(手洗い、うがいの推奨)として「給水停止の延期」と、国の通知に基づき、生活に困窮している方に対する「水道料金等の支払期限の猶予」を決定した。

【取組内容】

ア 給水停止の延期による感染防止対策

(延期期間：令和2年3月期～令和2年6月期)

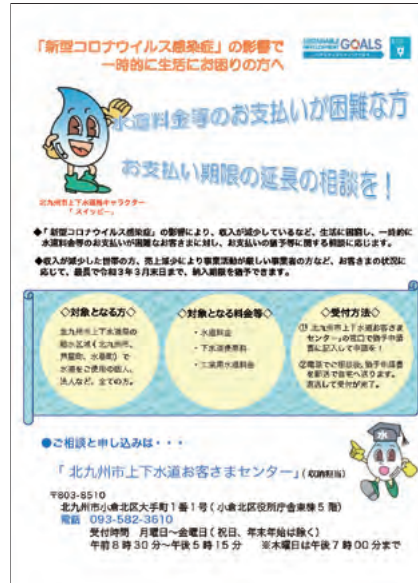
概要

水道料金等は、通常、検針月から3か月後にあたる時期までに入金がない場合、給水停止を実施しているが、感染防止対策として、令和2年3月期から6月期までの間は、給水停止を行わなかった。

イ 新型コロナウイルスの影響による生活困窮者への水道料金等の猶予
(実施期間：令和2年3月24日から令和3年9月30日まで)

概要

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、収入や売上が減少し生活に困窮している方の負担を軽減させるため、水道料金等の支払猶予申請の受付を実施した。
- ・ 当初は令和3年3月31日までの実施予定であったが、感染状況等を鑑み、猶予受付の延長を決定した。



水道料金等の支払猶予のお知らせ

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの影響による支払猶予の受付終了後もお客様の状況を丁寧に聞き取り、分納の相談にのるなど、柔軟な対応をとってきた。